○総務省告示第五十三号

市町の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき、宮城県大崎市と遠田郡美里町との境界を次のとおり変更する旨、宮城県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十七年三月一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十七年二月二十七日

総務大臣　山本　早苗

大崎市に編入する区域

遠田郡美里町荻埣字上田一、二、三の二、三四の二、三五から三九まで、四〇の二、七七の二、七八から八〇まで、八一の一、八一の二、八二から八四まで、八五の二、一二二の二、一二三から一三〇まで、一三一の二、一六八の二、一六九から一七三まで、一七四の二、二一一の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部、字江口裏三四の一及びこの区域に隣接する道路である公有地の全部並びに三四の二、三四の四、三五の一に隣接する道路である公有地の全部、二八の一の地先の道路である公有地の一部、字蟹屋敷五の四、五の五、七の一、八の二、九の二、一四の二及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の一部、字五倫壇二六の二、三一の二、三二の二、三四の二、三五から三七まで及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部、中埣字笑川一〇の五、一〇の六、一一の一、一二の一、一三、一四の一、一五、一六の一、一七の一、一八の一、一九の一、二〇の一、二一の四、五六、六九の二、七〇の二、七一の一、七二の一、七三の一、七四の一、七五から八七まで、八八の一、一三七の一、一三八、一三九、一四〇の一、一四一の一、一四二の一、一四三の一、一四四の一、一四五の一、一四六の一、一四七の一、一四八の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部、字鴻ノ巣四八の二、九七の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに四八の一の地先の水路である公有地の一部、字新成田一から一三まで、一四の二、一五の二、一六の二、一七の二、一八の二、一九の二、二〇の二、二一の二、二二の二、二三の二、二四の二、二五の二、二六の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部、字道下一の二、二の二、三の二、四の二、五の二、六の二、一八の二、一九の二、二〇の二、二一の二、二二の二、二三の二、二四の二、二五の二、二六の二、二七から三五までで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部、成田字西田一の四、二の三、三の三、四の三、五の三、六の三、七の三、八の三、九の三、一三の三、一四の三、一五の三、一六の三、一七の一、一八の一、一九の一、二〇の一、二一の一、二二の四、二三の一、二四の一、二五の一、二六、二七、二八の二、二九の二、三〇の二、三七の二、三八の二、三九の二、四〇から五三まで、五四の一、五五の一、五六の三、五七、五八の四、五八の五、五九の一、五九の二、六〇の一、六〇の二、六一の一、八一の一、八二、八三、八四の一、八四の二、八五の一、八五の二、八六、八七の一、八七の二、八八の六及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部、字西谷地三二、三三の一から三三の四まで、三四の一から三四の四まで、三五、三六の一、三六の二、三七、三八の一、三八の二、五一の一から五一の六まで、五四の三、五四の五、五四の六、五五の二から五五の四まで、五六、五七の一、五七の二、五八の一、五八の二、五九の二、六〇の二、六〇の三、六一の二、六二の二、六五の二、六六の二、六六の三、六七の二、六九の三、六九の四及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部、字村田四七の二、五一の二、五二の二、五三の二及び五六の地先の道路である公有地の一部、南牧ノ目字北田三三の二、三四から四九まで、五〇の二、五一の二、五二の二、五三の二、五四の二、五六の三、五七の二、五八の二、五九の二、六〇の二、六一の二、六二の二、六三の二、六四の二、六五の二、六六の二、六七の二、六八の二、六九の二、七〇の二、七一の二、七二の二、七三の二、七四の三、七四の四、七五の二、七六の二、七七の二、七八の二、七九の二、八〇の二、八一の二、八二の二、八三の二、八四、八五の一、八五の二、八六の一から八六の三まで、八八から九一まで、九二の一、九二の二、九三から九七まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部、字宮田一から七まで、八の二、五六の二、五七の二、五八から六〇まで、六二の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

遠田郡美里町に編入する区域

大崎市田尻字赤田一三六の四、一三七の四、一三八の四、一三九の三、一四〇の二、一四一の二、一四二の二、一四三の二、一四四の二、一四五の二、一四六の二、一四七の二、一四八の二、一四九の二、一五〇の二、一五一の二、一五二の二、一五三の二、一五四の二、一五五の二、一五六の二、一五七の二、一六六の二、一六七の三、一六七の四、一六八の二、一六九の二、一七〇の二、一七一の二、一七二の二、一七三の二、一七五から一八八まで、一八九の一、一八九の二、一九〇から一九四まで、一九五の一、一九五の二、一九六の一、一九六の二、一九七の一、一九七の二、一九八の一、一九八の二、一九九の一、二〇〇の一、二〇〇の二、二〇〇の三、二〇一の三、二〇四の一、二〇五から二二五まで、二二六の一、二二六の二、二二七、二二八の一、二二八の二、二二九、二三〇の一、二三〇の二、二三一から二三三まで、二三四の一、二三四の二、二三五から二三七まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部、字御蔵二三一の二、二三三の一、二三四の二、二三五の二、二三六の二、二三七の一、二三七の二、二三八の二、二三九の二、二四三から二四七まで、字辻坊一八の二、一九の二、四八の二、四九から五二まで、五三の二、五四の二、五五の一、五五の三及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の一部、古川下谷地字新田一の二及びこの区域に隣接する道路、水路である公有地の一部、字東光二三の二、二四から二六まで、二七の一、二七の二、二八、二九の二、八四の二、八五から九三まで、九四の二、二二四の二、二二五から一三〇まで、一三一の三、一三二の三、一三四の一、一三四の四、一三五の三、一三六の三、一三七の三、一三八の四、一五九の七、一六〇の三、一六一の三、一六二の三及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部、古川富長字二軒在家七九の二の地先の水路である公有地の一部、古川長岡針字赤田一六一の三、一六四の三、一六四の四、一六五の二、一六五の三、一六九の二、一六九の三、一七〇の一、一七〇の二、一七一、一七三の一、一七三の二、一七四、一七五、一七六の二、一七七の二、一八九の二、一九〇、一九一の一、一九一の二、一九二の一、一九二の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに一八五の一の地先の道路、水路である公有地の一部、字沖田四六の四の地先の水路である公有地の一部、字新中屋敷三〇の二、三一の二、三二の二、八二の二、八三の二、八四、八五の二、八六の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部、字新成田九六の三、九七の一、九七の三、一〇二の三、一二五の二、一二六及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部、字成田二四二の二、二四四、二四六の二、二四七の二、二五〇の二、二五一の二、二五二、二五三の二、二五八の二、二五九の二、二六四の七、二六四の八及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の一部、古川馬櫛字後田四の二、四の五及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部、字上馬櫛一から三まで、四の二、五の二、六の二、七の二、八の二及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の一部、字北田一〇の三、一一の一、一一の二及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部、字成田南一一の九、字東田七の二、八、一五の二、一六、二三の二、二四、二五の二、二六の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部、字谷地中一の三、二の二、三の二、四から九まで、一一の二、一四の二、一四の三、一五、一七、一九から三三まで、三四の二、三五の二、三六から八六まで、九一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに遠田郡美里町成田字西田一の三の地先の大崎市の水路である公有地の一部

○法務省告示第百二十二号

千葉県南房総市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十七年二月二十七日

法務大臣　上川　陽子

千葉県安房郡白浜村乙浜千三百一番地

保田　孫八